

令和3年度 港区立三田中学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

渡 邊 常 次

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは当該生徒等との一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめは本校でも起こりうるという危機意識を常にもち、いじめの早期発見・早期対応を心掛け、組織的に、日常的ないじめの未然防止に取り組む。
- (3) 「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢といじめを受けた生徒に寄り添い守り抜くという認識に立ち、保護者、地域、関係諸機関と連携し、解決を図る。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、その他の関係する機関や関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（いじめ防止対策推進法 第8条より）

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- ① いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップのもと教職員が一致協力し、学校におけるいじめ防止等の対策のための「校内いじめ対策委員会」を設置する。
- ② 万一いじめにより重大事態（生徒の生命や財産が脅かされる等）が発生した場合には、重大事態の原因等の究明及び解決に向けて取り組む。

イ 所掌事項

- ① いじめの未然防止に向けた取り組み
- ② いじめの早期発見に向けた取り組み
- ③ いじめの早期対応に向けた取り組み
- ④ いじめの重大事態への対処

ウ 会議

毎週1回、生活指導部会の時に実施する。

エ 委員構成

- ①委員長：校長 ②委員：副校長・生活指導主任・1学年、2学年、3学年の生活指導部担当者
養護教諭・スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める教職員。

(2) 三田中いじめ対策協議会

ア 設置の目的

- ① いじめが重大化する中で学校だけでは対応しきれない事態に校内いじめ対策委員会をサポートする「三田中いじめ対策協議会」を設置する。
② 校長は、緊急性が高いと判断したときは会を緊急招集する。

イ 所掌事項

- ① いじめの未然防止に向けた取り組み
② いじめの早期発見に向けた取り組み
③ いじめの早期対応に向けた取り組み
④ いじめの重大事態への対処

ウ 会議

定例会を年2回、1学期と3学期の学校評議員会にあわせて、開催する。
緊急性が高い場合に、学校長は緊急会を開催する。

エ 委員構成

- ① 委員長：校長 ②委員：副校長・主幹教諭・指導教諭・学校法律弁護士・青少年委員・PTA会長
三田警察署スクールサポーター・学区内関係小学校長・学区内各小学校PTA会長等

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 教職員を含めて、学校全体で「明るいあいさつ」を励行し、豊かな心を育成する。
イ 一人一人の生徒が、授業をはじめ全教育活動において、お互いの良さや違いを認め合い、一人一人の個性を尊重できるような雰囲気を学校全体に醸成していく。
ウ 学級経営・学年経営を通して質の高い集団作りを目指し、コミュニケーション能力や社会性を身に付けさせ、豊かな人間関係を構築する。
エ 学校行事（体育祭、合唱コンクール）、学年行事（移動教室、夏季学園、修学旅行等）、部活動を充実させ、体験活動、自然体験、縦割り集団活動を通して集団としての達成感、満足感、感動体験を味わうことで豊かな人間性を養う。
オ 基本的な言葉遣い（「です」「ます」）についてはもちろんのこと、相手を尊重した心ある言葉遣いや表現力を身に付けさせ、人権感覚に鋭敏な豊かな言語環境を整える。

- カ 生徒会活動をさらに活性化し、今取り組んでいる各委員会の「いじめ対策プロジェクト」を充実させる。
- キ キャリア教育で取り組んでいる「ソーシャルスキル・トレーニング」や「アサーション・トレーニング」を継続し、思いやりの心を育み、自他尊重の自己表現を大切にし、円滑なコミュニケーションができるようする。
- ク インターネット、スマートフォンの利用によるネット上のトラブルを防ぐために情報モラル教育を関係機関と連携しながら強化、徹底していく。
- ケ 命の大切さなどの道德教育や人権週間などを活用した人権教育の充実を図る。
- コ 読書活動を奨励することにより情操教育を推進する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 朝のあいさつ運動（週番の教員とともに行う生活委員会週番活動）での生徒の実態を把握する。
- イ 朝の学活、帰りの学活、昼休み時間の各フロアへの全教員の配置、授業・部活動中の生徒の日常的な観察を行い、学年間や学級担任と教科担任の情報交換を密に行う。
- ウ スクールカウンセラーによる年度当初の1年生に対する全員面接を実施する。
- エ 4月、9月の教育相談と7月と12月（進路相談を含む）の3者面談の実施。
- オ 4月、9月と教育相談事前アンケートや6月・11月・2月のいじめアンケートの実施。（他の月にも、適宜いじめアンケートを実施する。）
- カ 保健室や相談室で相談体制を整備し、生徒の様々な変化を見逃さず、学級担任をはじめ学年担当者との連携を強化し、生徒の実態把握に努める。
- キ 生徒が毎日書いているライフや三行日記などから生徒の状況を把握する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見したときには、校内いじめ対策委員会を招集し組織的に迅速な対応を図る。
- イ 被害生徒の安全と心のケアを最優先に考え、加害生徒や目撃している生徒等からの確な情報収集を行い、対応方針を決定する。
- ウ 被害生徒が落ち着いた学校生活が過ごせるように学校全体でサポートしていく。
- エ 被害生徒の保護者に対する相談や説明、心のケアなどの支援を行う。
- オ いじめを目撃し、伝えてくれた生徒の安全を確保する。
- カ 加害生徒の保護者と連携しながら、加害生徒に対して組織的・継続的な観察と指導を行う。
- キ 加害生徒の保護者に対する家庭での指導や配慮等に対する助言や支援を行う。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の生命及び安全を確保する。
- イ 被害生徒が落ち着いて教育が受けられる環境を確保する。
- ウ いじめが犯罪行為として認められる事案については、警察や児童相談所などの関係機関と相談・連携しながら解決を図る。

- エ 重大事態（生徒の生命、心身または財産に重大な被害、被害生徒が長期欠席）が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告する。
- オ 校内いじめ対策委員会が中心になって、調査を実施する。
- カ 被害生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、情報を提供する。

5 教職員研修計画

- (1) 年度当初に、校長より「いじめ防止基本方針」を教職員に周知する。
- (2) 毎週行っている「校内いじめ対策委員会」の情報を職員会議の時に共有する。
- (3) 教育相談事前アンケートやいじめアンケートで得られた情報は、職員会議や校内研修会で学年から全教職員に報告し、生徒状況を共有し把握する。
- (4) 適宜、職員会議や校内研修会で、都教委、区教委からのいじめ防止に関する資料や情報を共有する。
- (5) 都や区が行っている人権研修会やいじめに関する講演会など教員の積極的な参加を促す。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 年度当初の保護者会において、本校の「いじめ防止基本方針」を周知し、協力を仰ぐ。
- (2) 都教委や区教委のいじめ防止に関する参考資料を学校だより、学年だより等で紹介し提供していく。
- (3) PTA実行委員会で未然防止の取組や早期発見の取組を周知するとともに各学年担当より生徒の様子や学校生活に関して報告する。
- (4) いつでも気軽にスクールカウンセラーに相談できることをスクールカウンセラーだよりや保護者会で周知し、担任や担当者が具体的に保護者に紹介する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校評議員会のときに「いじめ防止基本方針」を周知する。
- (2) 警察署、スクールサポーターとの情報交換を実施する。
- (3) 児童相談所や子ども家庭支援センター等連携し、緊急時の連絡体制を整える。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止の取り組みが的確に評価され、充実・改善されるように学校評価の中に項目を設ける。
- (2) 学校評価の結果を分析するとともに、いじめ防止対策の課題や課題解決に向けた取り組みについて協議し、基本方針の改善に活用する。